

平成24年6月8日
調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会
(平成24年度 第1回)

資料8

平成24年度の実施計画について

(1) 業務の発注方式のレビュー

○業務の総合評価落札方式の再点検の実施

業務の総合評価落札方式については、平成21年度から本格導入がなされ、22年度、23年度では全契約件数の約4割を占める。平成24年度は、総合評価落札方式の本格導入から4年目となり、現在の総合評価落札方式を始めとした契約方式全般の妥当性について分析整理に着手する。

【主な論点】

- 総合評価落札方式の1:1～1:3の3種類の方式のほか、価格競争、プロポーザル方式を加え、計5種類の方式に細分化されている。
- 業界からは、価格競争・総合評価とも調査基準価格付近に入札が集まることや、技術提案書作成経費がかかるなど、利益率が上がらない状況と言われている。
- 総合評価落札方式の導入によって大手と地域コンサルの役割分担等についても検討する必要がある。

(2) 品質確保に向けた取り組み

○低入札対策のフォローアップ等

総合評価落札方式に対する低入札対策として、平成23年度から適用範囲を拡大した「履行確実性の評価」によって、確実に低入札による契約件数が減少していることから、予定価格が1000万円未満の総合評価、及び価格競争を対象とした低入札対策を、各地整の取り組みを参考に全国的な取り組みとして拡大できる対策の検討を行う。

○発注方式事例図のリバイス・運用改善

平成23年6月改訂のガイドラインで例示した業務内容と発注方式関係を、引き続き発注実績から分析を行い、その整合性を検証し、見直しを継続するとともに、新たな業務内容の追加や新たな分野の追加の必要性を検討する。

(3) 業務の効率化・簡素化について

○技術提案書提出者数の限定化の試行の継続

- ・技術提案書提出要請者数を絞り込んだ場合、技術提案書取りまとめ等の業務量の削減が見込めるため、平成24年度においても総合評価方式(1:3~1:2)において試行を継続する。
- ・試行は、1:3~1:2の件数の約1~2割を目安とする。なお、1:1については、新規参入者への影響等を考慮して試行の対象としない。
- ・受注者への影響については、引き続きデータを蓄積し、影響を検証する。

○実施手順の見直しによる業務効率化・簡素化について

- ・「総合評価審査委員会」や「建設コンサルタント選定委員会」等に係る業務についても、効率化・簡素化のための検討を行う。
- ・効率的な運用が行われている事務所に対するヒアリング等を実施し、他の事務所等への適用を検討する。

(4) 設計成果の品質確保について

○品質確保のための取組の実施

- ・「適正な履行期間の設定及び履行期限の平準化」及び「受発注者のコミュニケーションの円滑化」について、平成24年度についても継続して実施する。
- ・発注者の責務である条件明示の徹底のために、平成24年度より一部の詳細設計業務において「条件明示チェックシート(案)の活用」を試行する。
- ・受発注者の責任分担の明確化の一環として、発注者の行う合理的な検査の範囲を明確化するために、平成24年度より「土木設計業務等検査技術基準(案)」を試行する。

○照査の充実に向けた取組

- ・照査が受注者の責任で確実に実施されるために、「照査技術者の適正な評価」、「適正な照査期間の確保」等、発注者による照査環境の整備等の取組みを実施する。

○取組のフォローアップ

- ・上記取組みのフォローアップ調査を実施し、その効果を検証する。